

## 地域枠医師キャリア形成プログラムについて

### 1 経緯

(1) 平成29年2月14日付け厚生労働省地域医療計画課長及び医事課長通知「地域医療介護総合確保基金を活用した修学資金貸与事業の取扱いについて」により、地域枠学生への修学資金の貸与について、**財源を地域医療介護総合確保基金により行う場合の要件として、地域枠の学生は、都道府県が策定する「キャリア形成プログラム」に参加することとされた。**

(2) 平成29年7月31日付け厚生労働省医政局長通知『「医療計画について」の一部改正について』により、医療計画作成指針において、以下の内容が追加された。

「5 医療従事者の確保」(1) 医師の確保について

①省略

②**地域枠医師へのキャリア形成プログラムを必ず策定**

### 2 キャリア形成プログラムの内容

	内 容
2月14日付け 厚生労働省通知	プログラム全体の就業義務年限
	就業先となる地域や医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群（具体的な地域や医療機関名を含む。）
	医療機関群ごとの就業期間
	取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術
	出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項
7月31日付け 医療計画作成指針	県内での臨床研修の義務付け
	勤務地や診療科の限定
	出産、育児、介護の場合等の内容の変更

### 3 他県の例

北海道では、地域枠医師の義務履行方法の説明書である「地域枠医師の配置等の考え方」をキャリア形成プログラムとして扱っている。

なお、「**地域枠医師の配置等の考え方**」を、今回通知に係るキャリア形成プログラムとして扱うことについて、厚労省地域医療計画課に了解を得ている。

また、北海道の他、山形県（医学修学資金しおり）、岐阜県（医学生修学資金受給者卒業指定勤務の手引き）等も同様に、地域枠医師の義務履行方法の説明書をもって、キャリア形成プログラムとしている。

### 4 愛知県のキャリア形成プログラム（別添案）

- (1) 概要
- (2) 経緯
- (3) 義務履行
- (4) 推奨診療科
- (5) 指定医療機関等
- (6) 指定医療機関等の調整及び決定方法
- (7) 休業等の場合の取り扱い
- (8) 業務従事報告等
- (9) 医療機関リスト（指定医療機関、臨床研修病院等）

※上記内容については、条例及び規則、「地域医療連携のための有識者会議」及び「地域医療支援センター運営委員会」のこれまでの決定に基づく内容を、地域枠医師向けに分かり易くまとめたものとなっており、今後、必要に応じて具体的な内容を追加していく。

### 5 作成スケジュール

時 期	摘 要
3月1日	地域枠医師赴任等調整部会にて検討
3月12～23日	地域枠医師・学生に意見照会
3月27日	地域医療支援センター運営委員会にて決定

決定後、県ホームページ等にて周知